

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 9 号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年四日市市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第 6 条 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療担当者等」という。）から診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療担当者等に受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを提示することにより、医療担当者等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第 6 条 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療担当者等」という。）から診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療担当者等に受給資格証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)